



第102期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2020年6月18日（木曜日）
午前10時30分

開催場所

大阪市中央区本町橋2番8号
大阪商工会議所 7階国際会議ホール

※末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

議決権行使期限

2020年6月17日（水曜日）午後5時30分まで

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件

目次

■ 第102期定時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	5
(添付書類)	
■ 事業報告	18
■ 連結計算書類	42
■ 計算書類	44
■ 監査報告書	46

株主総会会場ご案内図

伊藤忠食品株式会社

証券コード 2692

<新型コロナウイルスに関するお知らせ>

感染リスクを避けるため、本年は株主総会当日のご来場を見合わせ、書面またはインターネット等による議決権行使をご推奨申し上げます。

感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様は特に慎重なご判断をお願いいたします。

なお、ご来場される場合には、マスクの着用のほか、感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もございますのでご協力の程、お願い申し上げます。

株主総会にご来場の株主様へのお土産はご用意しておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からもご覧
いただけます。
<https://s.srdb.jp/2692/>



株主の皆さまへ



平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第102期定時株主総会を2020年6月18日（木曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

代表取締役社長
社長執行役員

岡本 均

社是

当社は堅実を旨とし、驕ることなく、常に誠実をもって
取引先に接し、信義を重んじ、和の精神に則り、
社業の発展にたゆまざる努力をすること

企業理念

常に時代の変化と要請を先取りし、健康で豊かな食生活創りを通じて
消費者と社会に貢献します

株主各位

大阪市中央区城見二丁目2番22号

伊藤忠食品株式会社

代表取締役社長 岡本 均

第102期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第102期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面またはインターネット等によりまして議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月17日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時 2020年6月18日（木曜日）午前10時30分

場 所 大阪市中央区本町橋2番8号
大阪商工会議所 7階国際会議ホール（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

目的事項

報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 第102期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第102期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件
-------------	---




決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件
-------------	---

以 上

-
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。また、状況次第では、やむなく会場や開始時間が変更となる場合があります。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.itochu-shokuhin.com/>）に掲載させていただきます。
 - 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.itochu-shokuhin.com/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知及び添付書類には、記載しておりません。
 - 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類等に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.itochu-shokuhin.com/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会へのご出席	書面の郵送	インターネット
 <p>お手数ながら、本冊子をご持参いただくとともに、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p>	 <p>同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。</p>	 <p>パソコンまたはスマートフォンから、次の議決権行使ウェブサイトアクセスし、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご登録ください。</p> <p>議決権行使ウェブサイト▶ https://www.web54.net</p> <p>詳細は次頁をご覧ください。</p>
<p>株主総会開催日時 2020年6月18日(木曜日) 午前10時30分</p>	<p>行使期限 2020年6月17日(水曜日) 午後5時30分到着</p>	<p>行使期限 2020年6月17日(水曜日) 午後5時30分まで</p>

インターネット等による議決権行使についての注意事項

複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

(1) インターネット等での議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル ☎0120(652)031 (受付時間9:00~21:00)

(2) 上記(1)以外のご照会(住所・株式数など)は、下記にお問い合わせください。

① 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

② 証券会社に口座のない株主様(特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部 ☎0120(782)031 (受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)

機関投資家の皆さまへ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のご案内

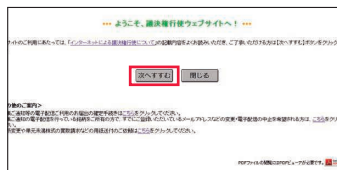
インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトからご行使ください。

行使期限
2020年6月17日（水曜日）午後5時30分まで



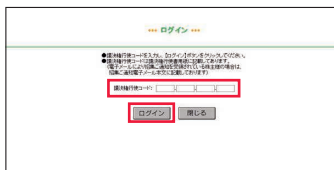
パソコンをご利用の方

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



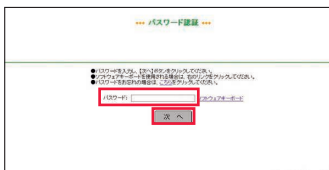
議決権行使ウェブサイト
ウェブ行使
<https://www.web54.net>
にアクセスし、「次へすすむ」をクリック

2 ログイン



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3 パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック
※ご自身で「パスワード」を設定されていない株主様は、新しい「パスワード」をご登録していただく必要があります。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

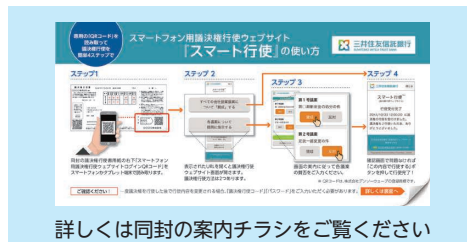
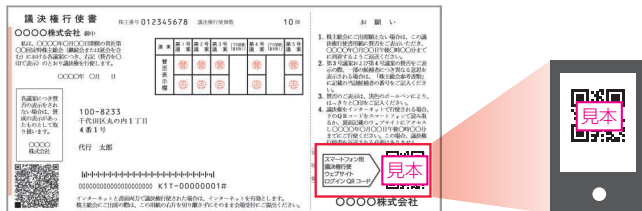


スマートフォンをご利用の方（「スマート行使」のご案内）

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。

「スマート行使」ご利用イメージ



詳しくは同封の案内チラシをご覧ください

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。
- パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて
 - ・ パスワードはご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。
 - ・ パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
 - ・ 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
- QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営における最重要政策と認識しております。

配当金につきましては、株主還元水準の向上を念頭に、安定的かつ継続的な配当を行う所存であります。

なお、内部留保資金につきましては、一層の企業価値向上に向け、物流再編、システム開発などへの投資及び新たなビジネス機会を探索するための投資に充当して参ります。

つきましては、以下のとおり第102期の期末配当及びその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

1 配当財産の種類

金銭

2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき

37円50銭

総額 475,775,738円

なお、中間配当金として37円50銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり75円となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月19日

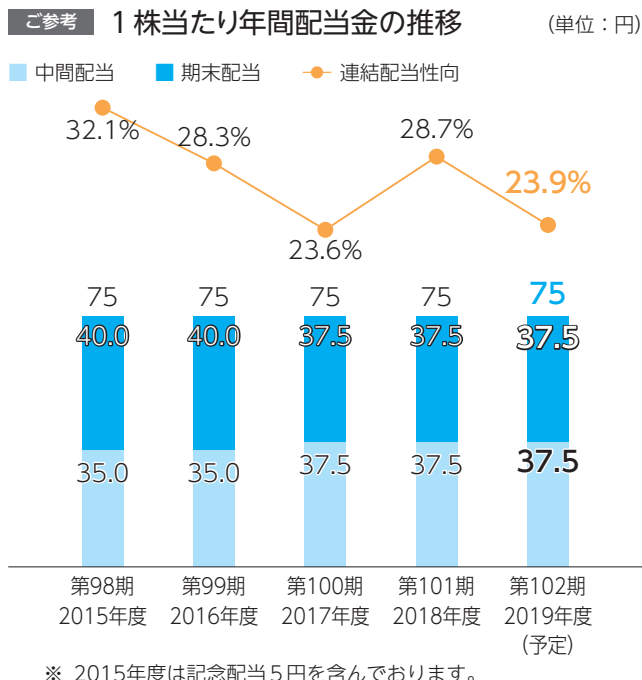
2. その他の剰余金の処分に関する事項

1 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 2,600,000,000円

2 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 2,600,000,000円



第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、当社の持続的な企業価値の向上ならびに経営環境の変化などに機動的に対応するため、取締役を1名減員し、社外取締役3名を含む取締役9名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案が原案どおり承認された場合、当社の取締役の3分の1が社外取締役となります。

取締役候補者の氏名、略歴などは次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位及び担当	当事業年度における取締役会への出席状況（出席率）
1	再任	おかもと 岡本 均	代表取締役社長 社長執行役員	15回中15回出席 (100%)
2	再任	かわぐち 川口 浩一	取締役常務執行役員 管理統括部門部門長 (兼)管理本部本部長(兼)コンプライアンス担当	15回中14回出席 (93%)
3	再任	かわはら 河原 光男	取締役常務執行役員 営業統括部門部門長	12回中12回出席 (100%)
4	新任	かくた 角田 憲治	常務執行役員 営業統括部門部門長代行(兼) 商品本部本部長	-
5	再任	なかじま 中島 聡	取締役執行役員 経理本部本部長	12回中12回出席 (100%)
6	新任	はぎわら 萩原 武	監査役	15回中15回出席 (100%)
7	再任	はしもと 橋本 健	取締役	15回中15回出席 (100%)
8	再任	みやさか 宮坂 泰行	取締役	15回中15回出席 (100%)
9	再任	おくだ 奥田 高子	取締役	12回中12回出席 (100%)

株主総会参考書類

候補者番号

1

おかもと
岡本

ひとし
均

(1956年6月14日生)

再任

● 所有する当社の株式数
1,000株



略歴、当社における地位及び担当

1980年4月	伊藤忠商事株式会社入社	2014年4月	同社 代表取締役専務執行役員 繊維カンパニープレジデント
2007年4月	同社 ファッションアパレル 部門長代行(兼)ファッション アパレル第一部長	2015年4月	同社 代表取締役専務執行役員 CSO
2008年4月	同社 執行役員 ファッションアパレル部門長	2016年4月	同社 代表取締役専務執行役員 CSO・CIO
2010年4月	同社 常務執行役員 繊維カンパニープレジデント	2018年4月	当社 社長執行役員
2010年6月	同社 代表取締役常務執行役員 繊維カンパニープレジデント	2018年6月	当社 代表取締役社長 社長執行役員 (現任)

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

岡本均氏は、企業経営者として豊富な経験、高い倫理観及び多様な経営課題に対処できる資質を有しております。代表取締役社長として経営の指揮を執り、中核事業の一層の拡大を図るとともにあらたな事業領域への進出を積極的に推進しております。これらのことから当社の持続的な企業価値向上のけん引役として適任であると判断し、同氏を取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

かわぐち
川口

こういち
浩一

(1957年12月16日生)

再任

● 所有する当社の株式数
400株



略歴、当社における地位及び担当

1982年4月	伊藤忠商事株式会社入社	2018年9月	当社 取締役執行役員 職能本部本部長(兼)経営企画本部 本部長(兼)情報システム本部本部長(兼)情報システム本部本部長(兼)コンプライアンス担当(兼)CSR担当
2013年4月	同社 石炭・原子力・ソーラー部門長	2019年4月	当社 取締役常務執行役員 管理統括部門部門長(兼)管理本部 本部長(兼)コンプライアンス担当(兼)CSR担当
2015年4月	同社 アセアン・南西アジア総支 配人補佐(兼)伊藤忠インドネシア 会社社長	2020年4月	当社 取締役常務執行役員 管理統括部門部門長(兼)管理本部 本部長(兼)コンプライアンス担当(現任)
2017年6月	当社 取締役執行役員 職能本部本部長(兼)コンプライア ンス担当		
2018年6月	当社 取締役執行役員 職能本部本部長(兼)情報システム 本部本部長(兼)コンプライアンス担当		

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

川口浩一氏は、2017年6月に当社取締役に就任して以来、管理部門の統括責任者として、コーポレートガバナンス体制の強化及びコーポレート機能の最適化により経営基盤の強化に貢献しております。また、伊藤忠商事株式会社において、海外現地法人の社長を務めるなど、経営管理の実務経験や幅広い見識を有しております。これらのことから当社の持続的な企業価値の向上に資する者として適任であると判断し、同氏を取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

かわはら
河原みつお
光男

(1959年3月26日生)

再任

● 所有する当社の株式数
1,600株

略歴、当社における地位及び担当

1982年4月	当社 入社	2019年4月	当社 常務執行役員 営業統括部門部門長代行(兼)広域 営業本部本部長
2005年10月	当社 東日本営業本部営業第九部 部長	2019年6月	当社 取締役常務執行役員 営業統括部門部門長代行(兼)広域 営業本部本部長
2010年10月	当社 東日本営業本部副本部長	2020年4月	当社 取締役常務執行役員 営業統括部門部門長 (現任)
2012年6月	当社 執行役員 広域第一営業本部本部長		
2018年4月	当社 執行役員 営業グループ副グループ長(兼)広 域第一営業本部本部長		

重要な兼職の状況

コンフェックスホールディングス株式会社 取締役 (非常勤)
コンフェックス株式会社 取締役 (非常勤)

取締役候補者とした理由

河原光男氏は、食品流通業界における豊富な業務経験と幅広い見識を有しており、当社の安定収益の確保をけん引しております。また、本年4月からは、営業部門の統括責任者として、営業推進体制の強化ならびに各営業本部の有機的な連携に寄与しております。これらのことから当社の持続的な企業価値の向上に資する者として適任であると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

かくた
角田けんじ
憲治

(1957年8月18日生)

新任

● 所有する当社の株式数
1,800株

略歴、当社における地位及び担当

1981年4月	当社 入社	2019年4月	当社 常務執行役員 商品本部本部長
2007年10月	当社 ギフト営業本部営業第三部 部長	2020年4月	当社 常務執行役員 営業統括部門部門長代行(兼)商品 本部本部長 (現任)
2010年2月	当社 ギフト営業本部副本部長		
2015年10月	当社 商品本部本部長		
2016年6月	当社 執行役員 商品本部本部長		
2018年4月	当社 執行役員 営業グループ副グループ長(兼)商 品本部本部長		

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

角田憲治氏は、長年にわたり営業部門に従事し、多様な業務経験と幅広い知見を有しております。2016年からは、営業部門の執行役員として、取引先との強固な関係構築に尽力し、当社の収益力の向上ならびに安定収益の確保に貢献しております。これらのことから当社の持続的な企業価値の向上に資する者として適任であると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

なかじま
中島

さとし
聡

(1963年8月30日生)

再任

● 所有する当社の株式数

—



略歴、当社における地位及び担当

1987年4月	伊藤忠商事株式会社入社	2019年4月	当社 執行役員 経本部本部長
2010年5月	同社 財務部財務企画室長	2019年6月	当社 取締役執行役員 経本部本部長 (現任)
2013年5月	同社 IR室長		(伊藤忠商事株式会社より出向)
2016年5月	同社 エネルギー・化学品カンパ ニーCFO		

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

中島聡氏は、伊藤忠商事株式会社において、財務企画室長、IR室長及びエネルギー・化学品カンパニーCFO等を務めるなど、専門知識と豊富な経験を有しております。昨年6月より当社の取締役として経営に携わり、経本部本部長として適切に業務を遂行するとともに当社のさらなる成長の足場となる盤石な財務体質の構築に尽力しております。これらのことから当社の持続的な企業価値の向上に資する者として適任であると判断し、同氏を取締役候補者としていたしました。

候補者番号

6

はぎわら
萩原

たけし
武

(1962年12月8日生)

新任

● 所有する当社の株式数

—



略歴、当社における地位及び担当

1987年4月	伊藤忠商事株式会社入社	2016年4月	伊藤忠商事株式会社 食品流通部 長
2006年5月	同社 畜産部長代行(兼)畜産部畜産 第一課長	2018年4月	同社 食品流通部門長補佐(兼)食品 流通部長
2012年4月	同社 畜産部長	2018年6月	当社 監査役 (現任)
2014年4月	伊藤忠インターナショナル会社 食料部門長	2019年7月	伊藤忠商事株式会社 食品流通部 門長
		2020年4月	同社 准執行役員 食品流通部門 長 (現任)

重要な兼職の状況

伊藤忠商事株式会社 准執行役員食品流通部門長
株式会社日本アクセス 取締役 (非常勤)

取締役候補者とした理由

萩原武氏は、伊藤忠商事株式会社において、准執行役員食品流通部門長を務められ、食品流通業界における幅広い見識と多様な経験を有しております。また、2018年6月に当社の監査役に就任して以来、客観的な視点から適切に経営の監査、助言等をいただいております。これらのことから、取締役として当社の持続的な企業価値の向上に資する者として適任であると判断し、同氏を取締役候補者としていたしました。

候補者番号

7

はしもと
橋本けん
健

(1951年9月7日生)

社外取締役

● 所有する当社の株式数

再任

独立役員

-



略歴、当社における地位及び担当

1974年4月	花王石鹼株式会社（現花王株式会社）入社	2012年6月	同社 取締役常務執行役員 会計財務部門担当(兼)情報システム部門担当
1999年11月	同社 化成品事業部長		
2006年3月	同社 購買部門統括	2013年3月	同社 購買部門担当
2008年6月	同社 取締役執行役員	2014年8月	株式会社吉川国工業所 顧問（現任）
		2016年6月	当社 取締役（現任）

重要な兼職の状況

タカラスタンダード株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由

橋本健氏は、花王株式会社において要職を歴任し、経営に関する豊富な経験と高い見識を有しております。当社社外取締役として、業務執行に対する監督に加え、客観的かつ実践的な視点から、的確な提言をいただくなど、適切に役割を果たしております。これらのことから当社の持続的な企業価値の向上に資する者として適任であると判断し、同氏を社外取締役候補者といたしました。

独立役員に関する事項

当社は、橋本健氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

候補者番号

8

みやさか
宮坂

やすゆき
泰行

(1952年4月1日生)

社外取締役

再任

独立役員

● 所有する当社の株式数

—



略歴、当社における地位及び担当

1975年11月	等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所	2017年6月	同法人 退所
1980年3月	公認会計士登録	2017年7月	宮坂泰行公認会計士事務所 所長（現任）
1990年6月	同法人 パートナー	2018年6月	当社 取締役（現任）
2010年10月	同法人 リスク管理・審査室（IFRS）長		

重要な兼職の状況

宮坂泰行公認会計士事務所 所長
参天製薬株式会社 社外監査役

社外取締役候補者とした理由

宮坂泰行氏は、企業財務及び会計に関する高度な専門性と幅広い見識を有しております。当社社外取締役として、主に公認会計士としての専門的見地等から、取締役会の意思決定の妥当性ならびに適正性を確保するための的確な助言と、業務執行に対する適切な監督を行っております。これらのことから当社の持続的な企業価値の向上に資する者として適任であると判断し、同氏を社外取締役候補者といたしました。

独立役員に関する事項

当社は、宮坂泰行氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

候補者番号

9

おくだ たかこ
奥田 高子 (1956年5月7日生)

社外取締役

● 所有する当社の株式数

再任

独立役員

-



略歴、当社における地位及び担当

1979年4月	サントリー株式会社入社	2014年7月	同社 カスタマーサービス・カンパニーCS推進室長
2000年4月	同社 ワイン事業部課長	2016年4月	東京電力エナジーパートナー株式会社 CS推進室長
2003年4月	同社 お客様コミュニケーション部東京お客様センター課長	2018年4月	同社 CX推進担当(囑託)
2005年9月	東京電力株式会社入社	2019年6月	当社 取締役(現任)
	同社 販売営業本部営業部くらしのラボグループマネジャー	2019年7月	東京電力エナジーパートナー株式会社 販売本部お客さま営業部CX推進担当(現任)
2008年7月	同社 販売営業本部営業部部長(兼くらしのラボグループマネジャー)		
	-		

重要な兼職の状況

東京電力エナジーパートナー株式会社 販売本部お客さま営業部CX推進担当

社外取締役候補者とした理由

奥田高子氏は、酒類等の商品開発に知見を有する他、長年にわたり顧客満足度及びステークホルダーの信頼性向上に寄与する業務に従事するなど幅広い経験を有しております。昨年6月に当社社外取締役に就任して以来、取締役会の多様性を高めるとともに、議論の活性化に貢献しております。当社の社外取締役以外に会社経営に直接関与された経験はありませんが、これらのことから当社の持続的な企業価値の向上に資する者として適任であると判断し、同氏を社外取締役候補者いたしました。

独立役員に関する事項

当社は、奥田高子氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

株主総会参考書類

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 橋本健氏、宮坂泰行氏及び奥田高子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 橋本健氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 宮坂泰行氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 奥田高子氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
6. 岡本均氏は、当社の特定関係事業者である伊藤忠商事株式会社の業務執行者でありました。
同社における過去5年間の業務執行者としての地位及び担当は、7頁の略歴に記載のとおりであります。
7. 川口浩一氏は、当社の特定関係事業者である伊藤忠商事株式会社の業務執行者でありました。
同社ならびにその他の特定関係事業者における現在及び過去5年間の業務執行者ならびに役員としての地位及び担当は、7頁の略歴に記載のとおりであります。
また、同氏は、過去5年間において、特定関係事業者であるPT.BHIMASENA POWER INDONESIAの役員でありました。
8. 中島聡氏は、当社の特定関係事業者である伊藤忠商事株式会社の業務執行者でありました。
同社ならびにその他の特定関係事業者における現在及び過去5年間の業務執行者ならびに役員としての地位及び担当は、9頁の略歴に記載のとおりであります。
また、同氏は、過去5年間において、特定関係事業者であるタキロンシーアイ株式会社及び伊藤忠エネクス株式会社の役員でありました。
9. 萩原武氏は、当社の特定関係事業者である伊藤忠商事株式会社の業務執行者であります。
同社ならびにその他の特定関係事業者における現在及び過去5年間の業務執行者ならびに役員としての地位及び担当は、9頁の略歴に記載のとおりであります。
10. 責任限定契約の内容の概要について
当社は、橋本健氏、宮坂泰行氏及び奥田高子氏と会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。本総会において各氏が再任された場合には、当該契約は継続となります。また、当社は、萩原武氏との間で監査役として同様の責任限定契約を締結しております。同氏が取締役に選任された場合には、同氏との間で、取締役として新たに同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役萩原武氏、太田有哉氏及び増岡研介氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、コーポレートガバナンスのさらなる強化ならびに適正かつ有効な監査体制を維持継続するため、社外監査役2名を含む監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案が原案どおり承認された場合、当社の監査役は4名（うち社外監査役3名）となります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者の氏名、略歴などは次のとおりであります。

候補者 番号		氏名	現在の当社における地位	当事業年度における 監査役会への 出席状況（出席率）
1	新任	ながしま ひで あき 長島 秀昭		—
2	再任	社外監査役 独立役員 ますおか けん すけ 増岡 研介	監査役	15回中14回出席 (93%)
3	新任	社外監査役 独立役員 やまおか しん いち ろう 山岡 信一郎		—

候補者番号

1

ながしま

ひで あき

長島 秀昭

(1964年6月18日生)

新任

● 所有する当社の株式数

—



略歴、当社における地位

1988年4月	伊藤忠商事株式会社入社	2014年4月	同社 機械カンパニーCFO補佐
2002年4月	同社 金属・エネルギー管理部事業チーム長	2017年5月	伊藤忠プランテック株式会社 取締役経営管理部長 (現任)
2006年10月	同社 宇宙・情報・マルチメディア事業総括部事業総括チーム長	2020年6月	伊藤忠商事株式会社 統合RM部 (現任)
2008年4月	同社 欧州事業・審査グループ長 代行		

重要な兼職の状況

伊藤忠商事株式会社 統合RM部
伊藤忠プランテック株式会社 取締役経営管理部長

監査役候補者とした理由

長島秀昭氏は、伊藤忠商事株式会社において、管理部門での経験が長く豊富な知見を有するとともに、同子会社の取締役経営管理部長を務めるなど多様な経験を有しております。これらの経験等を活かし適切な監査を遂行することが期待できることから、当社の持続的な企業価値の向上に資する者として適任であると判断し、同氏を監査役候補者といたしました。

候補者番号

2

ますおか

けんすけ

増岡 研介

(1957年5月18日生)

再任

● 社外監査役

● 所有する当社の株式数

—

独立役員



略歴、当社における地位

1989年4月	弁護士登録 (日本弁護士連合会) 東京弁護士会入会 増岡章三法律事務所入所	2003年4月	東京弁護士会副会長
1993年4月	東京弁護士会常議員	2006年12月	当社 監査役 (現任)
		2007年1月	増岡総合法律事務所所長 (現任)

重要な兼職の状況

増岡総合法律事務所 所長
株式会社吉野家ホールディングス 社外監査役
株式会社TJMデザイン 社外監査役

社外監査役候補者とした理由

増岡研介氏は、弁護士として企業法務に関する豊富な経験と高度な専門知識を有しております。当社の社外監査役に就任して以来、客観的かつ中立的な視点から、当社の経営を監視・監督するとともに適切な助言をいただいております。これらのことから当社の持続的な企業価値の向上に資する者として適任であると判断し、同氏を社外監査役候補者といたしました。

独立役員に関する事項

当社は、増岡研介氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

候補者番号

3

やまおかしんいちろう

山岡信一郎

(1969年7月21日生)

社外監査役

● 所有する当社の株式数

新任

独立役員

-



略歴、当社における地位

1994年10月	監査法人トーマツ（現有限責任 監査法人トーマツ）入所	2007年10月	株式会社ヴェリタス・アカウン ティング設立 代表取締役社長 （現任）
1999年3月	公認会計士登録		
2007年9月	同法人 退所		山岡法律会計事務所設立 パート ナー（現任）

重要な兼職の状況

株式会社ヴェリタス・アカウンティング 代表取締役社長
山岡法律会計事務所 パートナー
イー・ギャランティ株式会社 社外監査役

社外監査役候補者とした理由

山岡信一郎氏は、公認会計士として企業財務、会計及び内部統制に関する高度な専門性を有するとともに、企業経営者として多様な経験を有しております。これらを活かし、適切な監査機能を果たしていただくことが期待できることから、当社の持続的な企業価値の向上に資する者として適任であると判断し、同氏を社外監査役候補者といたしました。

独立役員に関する事項

当社は、山岡信一郎氏が選任された場合、同氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 増岡研介氏及び山岡信一郎氏は、社外監査役候補者であります。
3. 増岡研介氏の社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって13年6ヶ月となります。
4. 長島秀昭氏は、当社の特定関係事業者である伊藤忠商事株式会社の業務執行者であります。
- 同社ならびにその他の特定関係事業者における現在及び過去5年間の業務執行者ならびに役員としての地位及び担当は、15頁の略歴に記載のとおりであります。また、同氏は、過去5年間に於いて、特定関係事業者であるサンコール株式会社、伊藤忠システック株式会社及びセンチュリーメディカル株式会社の役員でありました。
5. 責任限定契約の内容の概要について
- 当社は、増岡研介氏と会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。本総会において同氏が再任された場合には、当該契約は継続となります。なお、当社は、長島秀昭氏及び山岡信一郎氏が選任された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

ご参考 社外役員の独立性に関する基準

当社は、社外取締役及び社外監査役（以下、「社外役員」という。）の独立性を客観的に判断するため、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、以下のとおり社外役員の独立性の基準を定め、社外役員が以下のいずれの項目にも該当しないことを独立性の判断基準としております。

1. 当社（当社連結子会社を含む。以下同じ。）の主要な取引先である者（当該取引先が法人である場合には当該法人の業務執行者）。
2. 当社を主要な取引先とする者（当該取引先が法人である場合には当該法人の業務執行者）。
3. 当社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者であった者）。
4. 当社が主要株主である法人の業務執行者。
5. 当社から役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等。
6. 当社から一定額を超える寄付または助成を受けている者（当該寄付または助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体の業務執行者）。
7. 当社の業務執行取締役、常勤監査役が他の法人の社外取締役または社外監査役を兼任している場合において、当該他の法人の業務執行者。
8. 当社の取締役、監査役、執行役員及びその他の重要な使用人である者の配偶者または二親等以内の親族。
9. 過去10年間において、上記第1項から第8項までのいずれかに該当していた者。
10. 前各項の定めにかかわらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがあると合理的に判断される事由が認められる者。

- (注) 1.第1項の「当社の主要な取引先である者」とは、過去5年間のいずれかの事業年度において、当社の連結売上高の2%以上を占める者をいう。
- 2.第2項の「当社を主要な取引先とする者」とは、過去5年間のいずれかの事業年度において、当該取引先の連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者をいう。なお、連結決算を実施していない場合は、単体売上高を基準とする。
- 3.「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役、執行役、執行役員、その他使用人等をいう。
- 4.「主要株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する者または保有する法人をいう。
- 5.「一定額」とは、年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益をいう。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

① 事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績、雇用・所得環境の改善により堅調な動きを示していましたが、大型台風やそれに伴う洪水などの自然災害発生、消費増税後の消費行動の停滞に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大とその影響はリーマンショックを超える景気悪化の懸念を招いております。

食品流通業界におきましては、生活防衛・節約志向の高まり、小売業における業種・業態の垣根を越えた競争の激化による価格への影響、人件費・物流費の高騰によるコスト上昇などを理由として依然として厳しい事業環境となりました。

このような状況の中、当社グループは、当連結会計年度のミッションを『「進化」と「成長」』とし、「営業・物流・情報・マーチャндаイジング・マーケティング・決済」という卸の基本機能を高めるとともに、業務改革のさらなる推進やローコストオペレーションを追求してまいりました。また、優良顧客との取引深耕はもとより、前年度に資本参加をした菓子卸コンフェックスホールディングス(株)との物流・商流での取り組み、当年度に実施したプリマハム(株)への出資による惣菜事業等の強化、「DELISH KITCHEN」等のレシピ動画サイトを運営する(株)エブリーとの資本業務提携によるデジタルサイネージ事業の推進、液体急速冷凍の技術を活用したリキッドフリーザー方式凍結機「凍眠」の製造販売を行う(株)テクニカンとの業務提携による共同ブランド「凍眠市場(とうみんいちば)」の立ち上げ、ヘルスケアプラットフォーム「FiNC」を運営する(株)FiNC Technologiesへの出資による国内ヘルスケア市場に向けた取り組みなど、取引先への新たな付加価値の提供や卸機能のさらなる強化に向けた施策を実行してまいりました。また、食品ロス削減のためのフードシェアリングプラットフォーム「TABETE(タベテ)」を運営する(株)コークッキングへ出資することで、本業を通じた社会課題の解決に向けて新しいビジネスへのアプローチをはじめました。

② 業績

〔売上高〕

当連結会計年度の売上高は、組織小売業との取引深耕を推し進めたことなどによる取引増加が発生したものの、前年度下期から一部取引が減少した影響や消費者の嗜好の変化、冷夏の影響等によるビールの売れ行き不振などにより、前年比ほぼ横ばいの6,612億44百万円となりました。

なお、商品分類別の売上高は以下のとおりであります。

商品分類	売上高(百万円)	構成比(%)	前期比増減率(%)
ビール	154,774	23.4	△8.1
和洋酒	104,869	15.9	△3.3
調味料・缶詰	109,103	16.5	4.1
嗜好・飲料	140,863	21.3	1.8
麺・乾物	49,612	7.5	6.2
冷凍・チルド	27,871	4.2	9.1
ギフト	47,613	7.2	△3.0
その他	26,540	4.0	3.0
合計	661,244	100.0	△0.9

(注) 1. 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

2. 発泡酒及びビール風アルコール飲料(第3のビール)の売上高は「ビール」に含んでおります。

事業報告

〔経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益〕

利益面では、一部取引形態の変更を主要因とする売上総利益の減少はあったものの、取引変更による販売費の減少及び一般管理費において経費改善を行ったこと、前年度実施した投資による持分法投資損益の増加などにより、経常利益は5,700百万円となりました。

また、親会社株主に帰属する当期純利益は、3,976百万円となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

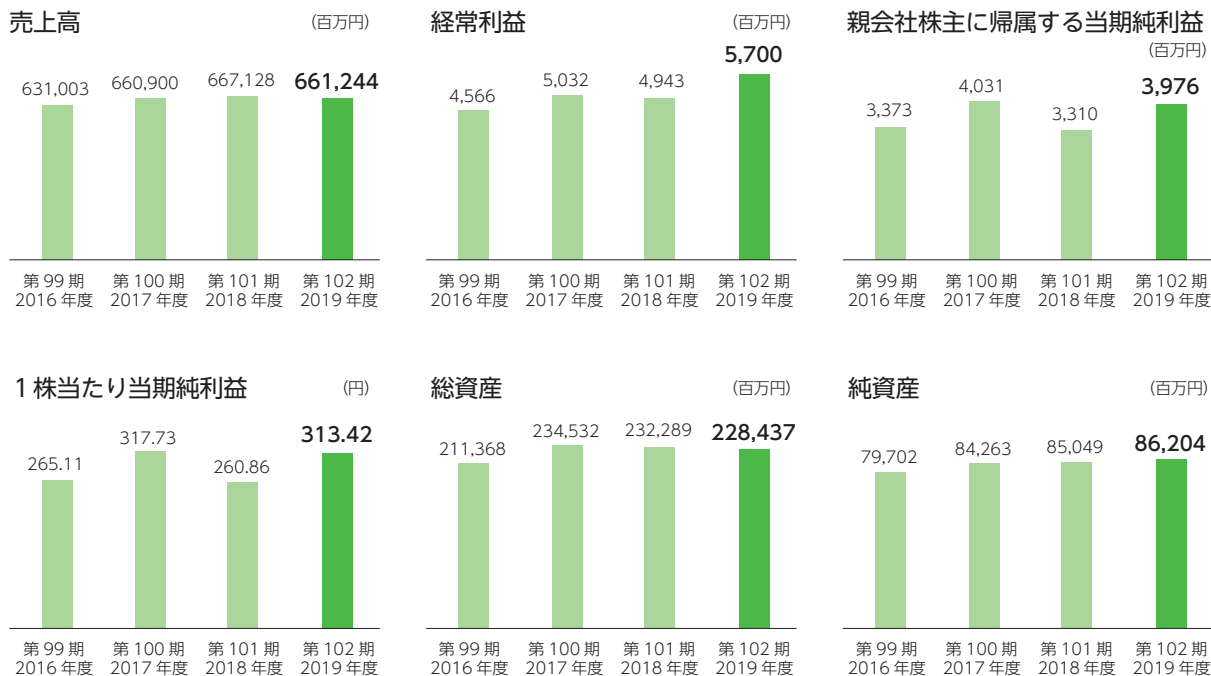
当連結会計年度における設備投資の総額は614百万円で、その主なものはシステム関連投資375百万円及び物流センターの設備購入費用等221百万円であります。

これらの設備投資に必要な資金は自己資金によりまかなっております。

(3) 財産及び損益の状況

区 分		第99期 (2016年度)	第100期 (2017年度)	第101期 (2018年度)	第102期 (当期) (2019年度)
売上高	(百万円)	631,003	660,900	667,128	661,244
営業利益	(百万円)	3,780	4,247	4,043	4,430
経常利益	(百万円)	4,566	5,032	4,943	5,700
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	3,373	4,031	3,310	3,976
1株当たり当期純利益	(円)	265.11	317.73	260.86	313.42
総資産	(百万円)	211,368	234,532	232,289	228,437
純資産	(百万円)	79,702	84,263	85,049	86,204
1株当たり純資産	(円)	6,280.07	6,639.43	6,697.55	6,781.27

- (注) 1. 「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号平成30年2月16日)を第101期より適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、第100期の金額は組替え後の金額で表示しております。
2. 当社の連結計算書類ならびに計算書類に記載される科目及びその他の事項の金額は従来、百万円未満を切り捨てて表示していましたが、第102期より、四捨五入による表示へ変更しております。当該変更に伴い、第99期から第101期についても四捨五入へ組み替えて表示しております。



事業報告

(4) 対処すべき課題

国内経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生産・消費活動の停滞、企業業績の悪化、労働市場と所得の落ち込み等の影響により当面の景気回復は困難であると予想されます。また、世界においても、過年度から持ち越した様々な地政学的・経済的課題の解決策が見出せない中での新型コロナウイルス禍は、大幅かつ長期的に国内外の経済活動に影響を与えるものと懸念されます。

マクロ経済情勢の悪化に加え、食品流通業界は、人口減少・高齢化による総需要の減少、小売業態間の競争激化による影響、人手不足と物流コストの上昇、消費者の購買行動の多様化などが同時進行しており今後の事業環境はますます厳しくなるものと思われます。

このような状況の中、当社グループは、現在の中期経営計画を1年前倒しで終了し、新中期経営計画「Transform2022～領域を超えて～」(2020年4月～2023年3月)を策定し、2020年度より開始することといたしました。

当社が将来にわたり成長し続けていくためには、常に環境の変化を機敏に捉え、顧客・消費者のニーズを先取りし、卸事業の次世代化に取り組む必要があると認識しております。今後も持続的な成長を成し遂げるために、新価値創出に向けて進化するグッドカンパニーを目指してまいります。

〈ご参考〉新中期経営計画について

当社グループは、2016年度を開始年度とする5カ年中期経営計画（定量目標 売上高1兆円、経常利益率1%）の達成に向け優良顧客との取引深耕や一層のローコストオペレーションへの取り組み等を推進し、一定の成果を残すことができました。しかしながら、社会情勢や食品流通業界が大きく変化していることから、当社の企業理念である「時代の変化と要請の先取り」を実践し、持続的な成長基盤を構築するため、現在の中期経営計画を1年前倒しで終了し、2020年度を開始年度とする新たな中期経営計画「Transform2022～領域を超えて～」を策定いたしました。

Transform2022で目指す姿は「売場作りへの貢献度向上・新価値創出」と「社会課題解決への取り組みによる持続的成長基盤構築」であります。製配販が連携しエコシステムを形成することにより、消費者の食生活に新たな価値を生み出し豊かにしてまいります。また、事業活動を通じてSDGsならびにESG経営を推進し、社会課題の解決に主体的に取り組むことにより、持続的な成長基盤を構築してまいります。

Transform2022～領域を超えて～

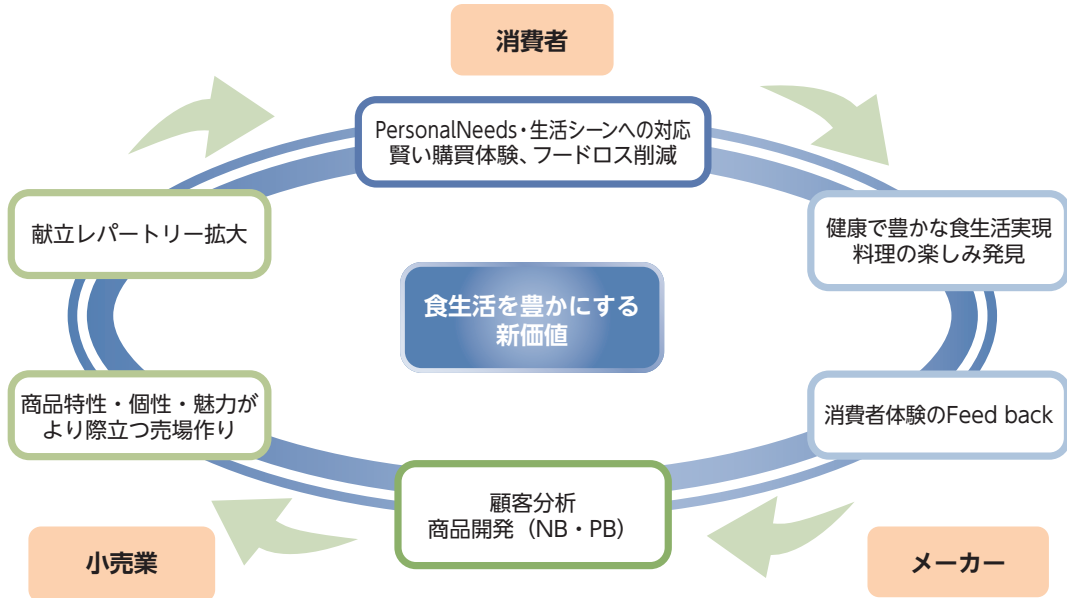
- 売場作りへの貢献度向上・新価値創出
- 社会課題解決への取り組みによる持続的成長基盤構築



Transform2022～領域を超えて～

基本戦略

■ 製配販連携により消費者に新価値を届けるエコシステムを形成



〈ご参考〉 当期の主なトピックス

新たな付加価値の提供や卸機能の強化に向けた施策とともに、本業を通じた社会課題の解決に向けて新たなビジネスへのアプローチを開始しております。

▶ every.tv 株式会社エブリー 集客・販促支援で協業

当社は、「DELISH KITCHEN」など動画メディア事業を展開する㈱エブリーと資本業務提携を行い、店頭デジタルサイネージを中心とした「リテールサポートプログラム」の提案、導入を進めております。このプログラムは、売場と連動したレシピ動画の放映、「DELISH KITCHEN」ユーザーへの小売業のチラシ情報発信、効果検証のフィードバックなど売場の活性化につながるオプションを取り揃え、トータルでサポートするものです。今後も同社との協業を積極的に展開してまいります。



◆リテールサポートプログラムの主なメニュー





株式会社テクニカン 共同設立ブランドの拡大へ

当社は、液体急速凍結機「凍眠」の製造・販売を行う(株)テクニカンと業務提携いたしました。同社と共同で立ち上げた冷凍食品ブランド「凍眠市場（とうみんいちば）」の認知度向上や流通の拡大に取り組んでおります。「凍眠」の特徴は、冷凍時間の短縮が可能、食品の細胞を傷つけずに冷凍可能、解凍の際に生に近い風味や食感を再現できる点などにあります。これらの特徴を活かし、生鮮食材の通年安定供給ならびに食品ロスの削減に取り組み、健康で豊かな食生活創りに貢献してまいります。

凍結スピードが速いと氷結晶が極小 // 1だから

一般的な冷凍庫凍結 (氷の結晶サイズ100ミクロン) vs. 【凍眠】凍結 (氷の結晶サイズ5ミクロン)

大きな氷結晶が細胞を内側から壊してしまう (一般的な細胞は約20ミクロン) vs. 氷結晶が極小のため、細胞を傷つけない

細胞がこわれていないため、解凍してもドリップが少なく美味しさキープ。

解凍しても「限りなく生に近い食味、食感」をご賞味ください。

解凍した冷凍品なのに、まるで生鮮品みたい！
驚きの鮮度と食感を実現する液体凍結システム

LIQUID FREEZER
凍眠
TOMIN

ご家庭の食卓で奇跡の凍結を実感していただくこと、新たにブランドを立ち上げました！
名付けて

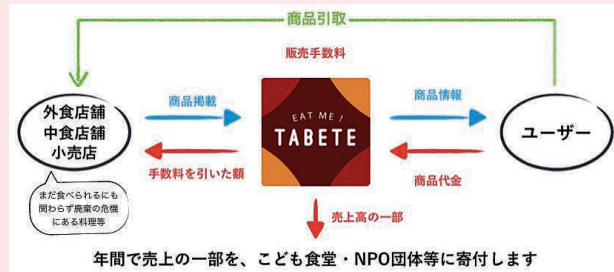
凍眠市場
うまさそのまま瞬間凍結

限りなく生に近い凍結をぜひご賞味ください！



株式会社コークッキング 食品ロス削減事業を支援

当社は、フードシェアリングプラットフォーム「TABETE（タベテ）」を運営する(株)コークッキングに出資いたしました。「TABETE（タベテ）」は、販売残や廃棄せざるを得ない食品（外食・中食事業者）と、食べ手（買い手）をつなぐサービス（アプリ）であります。同社は「TABETE（タベテ）」の認知度向上と参加店舗の拡大を図るとともに昨今の社会情勢を受け、外食・中食事業者の支援などにも取り組んでおります。当社は、本出資を通じて、食品廃棄問題に積極的に関わるとともに新たなビジネス機会の創出など、今後も幅広い分野で連携を図ってまいります。



〈ご参考〉サステナビリティへの取り組み

1. SDGsの達成に向けて

2015年9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球及び繁栄のための行動計画として「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。

SDGsには、2030年までに地球規模で解決すべき17の目標が掲げられ、国連加盟国に、目標達成に寄与することが求められております。

当社は、1886年の創業以来、130年以上にわたって酒類・食品卸として健康で豊かな食生活に貢献すべく、付加価値の創出に努めてまいりました。当社がもつ商品調達や物流、在庫管理などのきめ細かな卸機能等を通じて主体的にSDGsの達成に貢献してまいります。



2. ESG経営の推進

当社は、ESG経営を推進し、事業活動を通じて企業の社会的責任を果たします。また、社会課題解決への取り組みを実行することでステークホルダーからの信頼を高め、持続的な企業価値の向上を目指します。

社会課題解決への取り組み

<p>(環境)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 環境型社会への取組 ・ 食品ロス・廃棄物削減 ・ 温室効果ガスの排出抑制 ・ 環境保全 	<p>(社会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 安心安全な食の安定供給 ■ 労働環境の整備強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康経営推進・業務効率化・デジタル活用 ■ ダイバーシティ推進 ■ 物流機能の向上
<p>(ガバナンス) ■ コーポレートガバナンス強化</p>	

* SDGs (Sustainable Development Goals)

国連で採択された2030年をゴールとする持続可能な開発目標

* ESG

環境 (Environment)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance) への取り組み

事業報告

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は伊藤忠商事株式会社で、同社は間接保有を含め当社株式を6,635千株（議決権比率52.3%）保有しております。

当社は総合商社である同社の食品流通の中核を担っており、中間流通業としての機能分担と相互協力を行うことでグループ全体の企業価値向上に努めております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

(ア) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

(商品仕入)

取引条件は他の仕入先と同様、市場価格を勘案し協議の上、決定しております。また、環境の変化等に応じて適宜見直しを行っております。

(資金の預入)

当社の運用方針に従い、預入期間に応じた市場金利を勘案の上、合理的な判断に基づき決定しております。

(物流センターの賃借)

賃借の条件は見積もり合わせや近隣相場を勘案の上、合理的な判断に基づき決定しております。

(イ) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当社の取締役会の判断及びその理由

親会社との取引は、当社社内規程に基づき、親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、当社の利益を害することはないと当社の取締役会は判断しております。

(ウ) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権の比率 (%)	主要な事業内容
新日本流通サービス株式会社	20	100.0	貨物運送取扱業
ISCビジネスサポート株式会社	90	100.0	サービス業
株式会社スハラ食品	95	99.0	酒類・食品卸売業
株式会社アイ・エム・シー	100	100.0	サービス業
ワイ&アイホールディングス合同会社	100	50.1	投資事業

当社の連結子会社は上記の5社であり、持分法適用会社は3社（非連結子会社1社及び関連会社2社）であります。

(6) 主要な事業内容

当社グループの主要事業は酒類及び食品の卸売であります。

(7) 主要な事業所**① 当社の主要な事業所**

本社 : 大阪、東京
 営業所 : 大阪、東京、名古屋、北海道、仙台、中国、九州
 物流センター : 北海道、仙台、相模原、大府、関西、広島、福岡

② 主要な子会社の事業所

新日本流通サービス(株) 本社 : 大阪 物流センター : 中京
 I S Cビジネスサポート(株) 本社 : 東京
 (株)スハラ食品 本社 : 北海道
 (株)アイ・エム・シー 本社 : 大阪
 ワイ&アイホールディングス(同) 本社 : 東京

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
1,170名	25名増

(注) 上記には臨時従業員1,000名(年間平均人員数)を含んでおりません。

(9) 主要な借入先及び借入額(2020年3月31日現在)

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

事業報告

2. 当社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 普通株式 40,000,000株

(2) 発行済株式の総数 普通株式 13,032,690株

(注) 発行済株式の総数には自己株式が345,337株含まれております。

(3) 株 主 数 12,638名 (前期末比732名減)

(4) 大 株 主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
伊藤忠商事株式会社	6,620	52.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・アサヒビール株式会社退職給付信託口)	815	6.42
味の素株式会社	339	2.67
アサヒビール株式会社	296	2.34
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	249	1.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	242	1.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	189	1.49
伊藤忠食品従業員持株会	134	1.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	96	0.76
はごろもフーズ株式会社	87	0.69

(注) 1. 上記のほか、自己株式が345千株あります。

2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。

3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・アサヒビール株式会社退職給付信託口) の所有株式は、アサヒビール株式会社が所有していた当社株式を三井住友信託銀行株式会社に信託したものが、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託されたもので、議決権はアサヒビール株式会社に留保されております。

4. みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社の所有株式は、株式会社みずほ銀行が所有していた当社株式をみずほ信託銀行株式会社に信託したものが、資産管理サービス信託銀行株式会社に再信託されたもので、議決権は株式会社みずほ銀行に留保されております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項等

該当事項はありません。

4. 当社の取締役及び監査役に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況等
代表取締役社長	岡本均	社長執行役員
取締役	大金賢一	専務執行役員営業統括部門部門長、株式会社アイ・エム・シー代表取締役会長
取締役	川口浩一	常務執行役員管理統括部門部門長(兼)管理本部本部長(兼)コンプライアンス担当(兼)CSR担当
取締役	河原光男	常務執行役員営業統括部門部門長代行(兼)広域営業本部本部長、コンフェックスホールディングス株式会社取締役(非常勤)、コンフェックス株式会社取締役(非常勤)
取締役	大崎剛	執行役員経営統括部門部門長
取締役	中島聡	執行役員経理本部本部長
取締役	細見研介	伊藤忠商事株式会社執行役員第8カンパニープレジデント、株式会社日本アクセス取締役(非常勤)
取締役 (社外取締役)	橋本健	タカラスタンダード株式会社社外取締役
取締役 (社外取締役)	宮坂泰行	宮坂泰行公認会計士事務所所長(公認会計士)、参天製薬株式会社社外監査役
取締役 (社外取締役)	奥田高子	東京電力エナジーパートナー株式会社販売本部お客さま営業部CX推進担当
常勤監査役 (社外監査役)	姫野彰	-
監査役	萩原武	伊藤忠商事株式会社食品流通部門長、株式会社日本アクセス取締役(非常勤)
監査役	太田有哉	伊藤忠商事株式会社食料カンパニーCFO補佐(兼)食料リスク管理室長、伊藤忠食糧株式会社監査役(非常勤)、伊藤忠飼料株式会社監査役(非常勤)
監査役 (社外監査役)	増岡研介	増岡総合法律事務所所長(弁護士)、株式会社吉野家ホールディングス社外監査役、株式会社TJMデザイン社外監査役

- (注) 1. 取締役橋本健氏、宮坂泰行氏及び奥田高子氏は、社外取締役であります。なお、当社は、橋本健氏、宮坂泰行氏及び奥田高子氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役姫野彰氏及び増岡研介氏は、社外監査役であります。なお、当社は、増岡研介氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役大金賢一氏は、2020年3月31日をもって株式会社アイ・エム・シーの代表取締役会長を辞任により退任いたしました。
4. 当事業年度中に就任した取締役
2019年6月20日開催の第101期定時株主総会において、新たに、河原光男氏、中島聡氏及び奥田高子氏は取締役に選任され、就任いたしました。
5. 当事業年度中に退任した取締役
2019年6月20日開催の第101期定時株主総会終結の時をもって、濱口泰三氏及び三浦浩一氏は任期満了により取締役に退任いたしました。

6. 当事業年度末日後の2020年4月1日付で、次のとおり取締役の担当等を変更いたしました。

氏名	新	旧
大 釜 賢 一	取締役理事社長補佐	取締役専務執行役員営業統括部門部門長
川 口 浩 一	取締役常務執行役員管理統括部門部門長(兼)管理本部本部長(兼)コンプライアンス担当	取締役常務執行役員管理統括部門部門長(兼)管理本部本部長(兼)コンプライアンス担当(兼)CSR担当
河 原 光 男	取締役常務執行役員営業統括部門部門長	取締役常務執行役員営業統括部門部門長代行(兼)広域営業本部本部長
大 崎 剛	取締役執行役員営業統括部門部門長補佐ロジスティクス管掌	取締役執行役員経営統括部門部門長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）ならびに各監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としておりません。

(3) 取締役及び監査役の報酬

① 取締役の報酬等額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

- a. 取締役の報酬等額またはその算定方法の決定に関する方針
株主総会と取締役会の決議に従い、各役員が担う役割と責任に応じ、計画の達成度と貢献度等を下記の評価制度に基づき算出し決定しております。取締役（常勤）の報酬は兼任する執行役員の役職別に定められた月額固定報酬と業績連動報酬により構成されており、その比率は約7：3（標準ケース）であります。取締役（非常勤）の報酬は月額固定報酬のみとしております。
- b. 取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会決議の内容
株主総会決議にて定められた取締役の報酬等総額は年額400百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）、監査役の報酬等総額は年額40百万円以内としております。なお、監査役の報酬は月額固定報酬のみとしております。
- c. 取締役の報酬の算定方法に関する方針
取締役報酬の額またはその算定方法に関する方針は業績達成と戦略的貢献を反映したものであり、その内容は、固定報酬は役位別に定められた月額固定報酬テーブルにて決められ、業績連動報酬は役員報酬評価制度に従い前期業績評価に基づき算出し、決定権者による評価を反映して最終決定されるものであります。
- d. 業績連動報酬の内容
取締役（常勤）の業績連動報酬に係る指標は、業界で一般的に広く使用され、算定方法の客観性を高めるために、全社連結ベースの売上高、営業利益、当期純利益等の計画達成比率を利用しております。定量指標以外に定性・戦略等の評価を併せて評点化し、役位・役職別配分比率に応じて各取締役の総合評点を算出し、それを基に業績連動報酬額を決定しております。
- e. 取締役の報酬等の決定過程における取締役会の活動内容
当事業年度の取締役報酬の金額決定過程において、その基本方針と算定方法は2019年6月20日の取締役会で決議されております。また、社外役員を過半数とするガバナンス委員会（2020年4月設立）にて、2020年5月に基本方針、報酬額の決定方法、今後の報酬制度の課題等について客観的視点から意見、提言を受けております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	員数 (名)	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)	
			固定報酬	業績連動報酬
取締役 (社外取締役を除く)	9	225	158	67
社外取締役	3	13	13	－
監査役 (社外監査役を除く)	2	10	10	－
社外監査役	2	23	23	－
合計	16	271	204	67

(注) 報酬等の総額には当事業年度に係る役員賞与支給予定額67百万円を含めております。なお、2019年6月21日に役員賞与53百万円を支給しておりますが、上記金額には含めておりません。

事業報告

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況

区分	氏名	兼職先	兼職の内容	関係
取締役	橋本 健	タカスタンダード株式会社	社外取締役	－
	宮坂 泰行	宮坂泰行公認会計士事務所	所長（公認会計士）	－
		参天製薬株式会社	社外監査役	－
	奥田 高子	東京電力エナジーパートナー株式会社	販売本部お客さま営業部CX推進担当	－
監査役	姫野 彰	－	－	－
	増岡 研介	増岡総合法律事務所	所長（弁護士）	－
		株式会社古野家ホールディングス	社外監査役	仕入先
		株式会社TJMデザイン	社外監査役	－

② 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	橋本 健	当事業年度開催の取締役会15回のすべてに出席し、客観的かつ実践的な視点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	宮坂 泰行	当事業年度開催の取締役会15回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地等から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	奥田 高子	取締役就任以降開催の取締役会12回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っており、議事の活性化に貢献しております。
監査役	姫野 彰	当事業年度開催の取締役会15回のすべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会15回のすべてに出席し、議事の進行を含め議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	増岡 研介	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会15回のうち14回に出席し、主に弁護士としての専門的見地等から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	49百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	53百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検討を行った結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、非監査業務として、企業会計基準第29号の適用による会計方針の検討に関する助言・指導業務を委託し、その対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号いずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会にて、解任の旨及び解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の適切性、妥当性、独立性を阻害する事由の発生等により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役会は、会社法第344条に基づいて監査役会が決定した会計監査人の不再任議案を、株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務ならびに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制を以下のとおり整備しております。以下、2006年5月15日の取締役会において決議された「内部統制システム構築の基本方針」の概要を記載します。(毎期見直しを実施しており、2020年4月30日付で一部改訂を行っております。)

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令・定款・株主総会決議・取締役会規程及び「社是」・「企業理念」・「企業行動基準」に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務執行を監督する。
- ② 取締役、執行役員及び使用人は、取締役会が決定した役割と職務範囲において法令、定款、取締役会決議及び「業務分掌規程」「職務権限責任規程」その他社内規程に従い、当社の職務を執行する。
- ③ コンプライアンス委員会、独占禁止法分科会、モニタリングチーム、コンプライアンス責任者会議、I S Cグループコンプライアンス連絡会を設置するとともに、「伊藤忠食品グループコンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス体制の整備、維持、向上に努める。
- ④ 取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに社長に報告するとともに、遅滞なく監査役及び関連する役員に報告するものとする。
- ⑤ 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての通報体制として、コンプライアンス担当役員、弁護士及び外部通報窓口を情報受領者とする内部通報システムを整備し、「伊藤忠食品グループ内部通報制度(ホットライン)規程」に基づきその運用を行うこととする。また、通報したものに対し、当該通報をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも行わない。
- ⑥ 監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。また、コンプライアンス体制及び内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができるものとする。
- ⑦ 社長直轄の監査部を設置し、「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況や業務遂行の手続き及び内容の妥当性等について定期的に内部監査を実施し、社長及び監査役にその結果を報告する。また、判明した指摘・提言事項の改善状況については適時フォローアップ監査を実施する。

(2) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係わる情報については、株主総会議事録・取締役会議事録等法定文書のほか重要情報の記載がある文書等(電磁的記録を含む)について各種情報の漏洩を防止するために、「文書管理規程」、「情報管理規程」、「ITセキュリティ管理規則」、「個人情報保護規程」等情報管理に関する規程類の定めるところに従い、適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。
- ② 適時開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集し、法令に従い、適時に正確かつ十分に開示することとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、重大なリスクである信用リスクについては「与信管理規程」に従い担当専門部署にて取引限度額の設定や不良債権の防止策の検討を行うとともに、投資リスクについては「一般投資管理規程」及び「投資委員会規程」に従い関連部署からなる投資委員会にて討議・審査を行うこと等、必要なリスク管理体制の整備と強化を図ることとする。
- ② 安心、安全な商品の安定供給という社会的責任を果たすため、食品安全管理の対応については、品質保証部を設置し、「伊藤忠食品グループコンプライアンス規程」に従い、商品表示の調査・確認、商品事故の予防策及び対応策に対する十分性の評価等、品質管理体制の整備と運用を図るものとする。
- ③ 地震・洪水・火災等の災害リスク、当社取扱商品に対するクレーム・リスク及び当社に関する風評リスク等については「危機管理対策規程」を定めリスクの発生に備え、管理するものとする。
災害等の不測の事態に対応するため、CSR委員会の傘下にBCM分科会を設置し、不測の事態が発生した場合には当分科会が構築した地震等のための事業継続計画（BCP）に基づく体制に従い、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職務執行の決定を適切かつ機動的に行うため、定例の取締役会を原則毎月1回開催するほか、必要に応じ適宜臨時に開催するものとし、全般的経営方針・経営計画その他職務執行に関する重要事項を協議・決定する。
- ② 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、取締役（非常勤取締役を除く）、常勤監査役、執行役員及び本部長が出席する経営会議を原則毎月2回、本部長連絡会を原則毎月1回開催し、また、各種社内委員会を設置・開催することで、職務執行に関する基本的事項や本部経営課題について討議し、社長及び取締役会の意思決定に資するものとする。
- ③ 取締役会の決定に基づく職務執行については、「業務分掌規程」「職務権限責任規程」その他社内規程において、各役職者の権限及び責任と執行手続きの詳細を定めることとする。

(5) 当社ならびにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 監査部（内部統制チーム）は、財務報告の信頼性の確保をするために内部統制の整備支援と運用評価を行うものとする。
- ② 子会社の経営管理については、子会社毎に主管部署を定め、当該主管部署が「グループ会社経営管理規程」その他社内規程に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理と指導を行うとともに、各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務の適正を確保する。
- ③ 定期的にグループコンプライアンス連絡会を開催するとともに「伊藤忠食品グループコンプライアンス規程」に従い、コンプライアンス体制の整備について子会社を指導し、グループ全体でのコンプライアンスの徹底に努める。

事業報告

- ④ 子会社での業務の適正を確保するため、子会社において構築した内部統制システムの運用状況について、毎期確認を行うこととする。

(6) 反社会的勢力排除に向けた体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、一切の関係をもたない。また、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応する。

(7) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、当社の使用人から補助使用人を任命することを求めることができるものとする。補助使用人の人事評価は監査役が行い、その人事異動については監査役会の意見を聴取した上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保するものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときや、法令違反もしくは定款に違反する事実が判明あるいはそのおそれがあるときは、直ちに監査役に報告する。また、監査役に報告したものに對し、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも行わない。
- ② 監査役は、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため取締役会のほかその他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧することができる。

(9) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、監査部と定期的に会合を持ち、内部監査結果及び内部統制評価について協議または意見交換を行うなど、密接な情報交換を行い連携を図る。
- ② 監査役は、監査の実施にあたり必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等より監査業務に関する助言を受けることができる。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

(1) コンプライアンス体制

- ① コンプライアンスを企業に求められる高い倫理観を実践するための基盤として位置づけ、「伊藤忠食品グループコンプライアンス規程」を定め、担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を年2回開催する等、コンプライアンス体制の向上を図っております。また、注意喚起を目的に、定期的に事例紹介等を行う「コンプライアンス通信」を従業員向けに発信しております。
- ② 内部通報システムにおいて受付窓口として設置している外部通報窓口等の具体的な連絡先を、「伊藤忠食品グループ内部通報制度（ホットライン）規程」に基づき、当社及びグループ会社向けポータルサイトに掲載し、問題の早期発見と改善措置に取り組んでおります。また、子会社の職場環境調査や社内研修実施についての資料提供など、コンプライアンス意識の浸透を図りました。
- ③ 当社が事業を継続する上で関連性が高いと位置づけた「ギフト取引ガイドライン」の改定と「センターファイガイドライン」の制定を行い、また、民法改正の周知徹底を図るため、従業員向けに各社内研修を実施いたしました。
- ④ 「環境マネジメントシステム」や「個人情報保護」、「資金決済法」の周知徹底を図るため、全従業員を対象にEラーニングを実施いたしました。また、管理職を対象に「ハラスメント研修」を開催いたしました。

(2) リスク管理体制

- ① 震災発生時の策定済み業務継続計画書ならびに緊急時対応手順・行動手順（発災から24時間まで）の実効性の検証を目的として、BCP訓練を実施いたしました。
- ② 食品の安全管理については、全従業員を対象としたEラーニングやセミナーを実施し、また、食品表示法改正への対応や在庫商品の管理方法の見直しを行いました。
- ③ 個人情報への対応については、日本工業規格「JIS Q 15001」に適合した「プライバシーマーク制度」の認証を受けており、2019年6月に審査を受け更新いたしました。
- ④ コーポレートガバナンス・コードの原則の一つである政策保有株式に関する判断基準として求められる一般投資基準を明確にするため、「一般投資基準」のEXIT基準の見直しを実施しました。

(3) 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力排除のための基本理念である「反社会的勢力排除の基本方針」及び反社会的勢力との一切の関係を遮断するために必要となる事項について定めた「反社会的勢力排除に関する規程」を制定いたしております。また、被害を防止し、関係を遮断するための措置として、契約締結にあたり反社会的勢力排除条項の導入を徹底し、既存契約においても適切な検証のもと、見直しを図っております。

(4) 取締役の職務執行

取締役の職務執行の有効性と効率性を確保するため、取締役会において社外取締役が独立した立場から経営の監督が行えるよう決議に加わり適切な助言・指摘を行い、業務執行取締役は、職務執行状況の報告を行っております。

事業報告

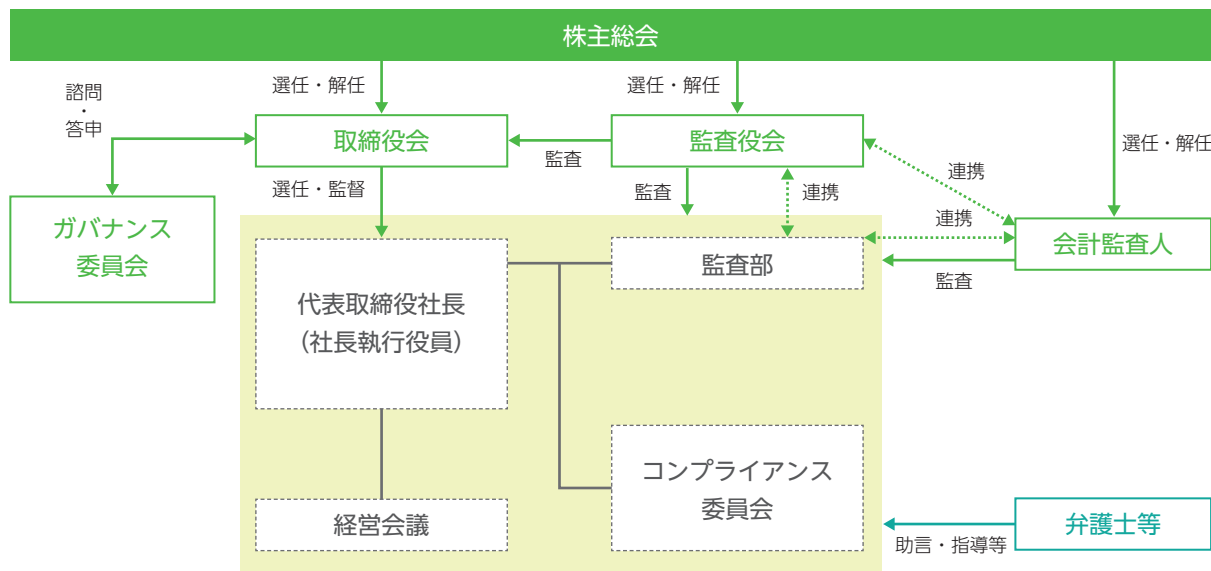
(5) 監査役の職務執行

- ① 監査役会は4名（内、社外監査役2名）で構成され、原則毎月1回開催し、監査に関する重要な事項について意見交換、協議、決議を行っております。
- ② 監査役会にて定めた監査計画に基づき、全監査役が取締役会、常勤監査役がその他重要会議である経営会議、本部長連絡会、投資委員会、コンプライアンス委員会、ISCグループコンプライアンス連絡会等に出席し、内部統制システムの監視と検証を行っております。
- ③ 監査役監査の実効性を高めるため、常勤監査役は、監査部との間で月1回程度、情報・意見を交換する場を設け、内部監査ならびに内部統制評価の結果や実施の状況について情報共有を行うとともに、法務・コンプライアンス部等、他部署と適宜情報交換を実施しております。また、年1回程度、監査部、ならびに会計監査人との間で、「三様監査情報交換会」を開催し、監査に関連する情報共有と相互のコミュニケーションの一層の深化を図っております。
- ④ グループ会社に対しては、常勤監査役が定期的に訪問し、経営陣との面談を通じ、経営状況を確認するとともにグループ会社監査役と適宜情報共有を行い、グループ内部統制の徹底を図っております。

■ コーポレートガバナンス体制図

当社のコーポレートガバナンス体制は、以下のとおりであります。

2020年4月1日にガバナンス委員会を新設いたしました。



連結計算書類

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	166,529
現金及び預金	1,606
受取手形及び売掛金	84,821
商品及び製品	14,903
未収入金	22,624
グループ預け金	42,200
その他	410
貸倒引当金	△36
固定資産	61,908
有形固定資産	19,108
建物及び構築物	4,322
機械装置及び運搬具	27
器具及び備品	2,597
土地	6,306
リース資産	5,856
無形固定資産	863
ソフトウェア	698
その他	165
投資その他の資産	41,937
投資有価証券	31,004
長期貸付金	78
繰延税金資産	185
退職給付に係る資産	1,299
差入保証金	8,771
その他	746
貸倒引当金	△146
資産合計	228,437

科目	金額
負債の部	
流動負債	130,650
買掛金	117,860
1年以内返済予定の長期借入金	21
リース債務	676
未払法人税等	1,067
賞与引当金	1,228
役員賞与引当金	71
その他	9,728
固定負債	11,584
長期借入金	1,439
リース債務	5,955
繰延税金負債	2,149
設備休止損失引当金	20
資産除去債務	629
退職給付に係る負債	368
その他	1,024
負債合計	142,233
純資産の部	
株主資本	79,109
資本金	4,923
資本剰余金	7,165
利益剰余金	68,206
自己株式	△1,185
その他の包括利益累計額	6,927
その他有価証券評価差額金	7,031
退職給付に係る調整累計額	△104
非支配株主持分	168
純資産合計	86,204
負債・純資産合計	228,437

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		661,244
売上原価		625,634
売上総利益		35,610
販売費及び一般管理費		31,180
営業利益		4,430
営業外収益		
受取利息及び配当金	694	
持分法による投資利益	318	
その他	617	1,630
営業外費用		
支払利息	138	
その他	222	359
経常利益		5,700
特別利益		
投資有価証券売却益	188	188
税金等調整前当期純利益		5,888
法人税、住民税及び事業税	1,795	
法人税等調整額	5	1,800
当期純利益		4,088
非支配株主に帰属する当期純利益		112
親会社株主に帰属する当期純利益		3,976

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	164,072
現金及び預金	860
受取手形	1,939
売掛金	81,335
商品及び製品	14,235
前払費用	313
未収入金	22,443
グループ預け金	42,200
その他	762
貸倒引当金	△15
固定資産	59,198
有形固定資産	15,489
建物	2,417
構築物	13
車両運搬具	6
器具及び備品	2,427
土地	4,875
リース資産	5,751
無形固定資産	828
ソフトウェア	665
その他	162
投資その他の資産	42,881
投資有価証券	26,576
関係会社株式	3,570
関係会社出資金	50
関係会社長期貸付金	2,751
長期貸付金	78
破産更生債権等	120
差入保証金	7,860
その他	2,020
貸倒引当金	△143
資産合計	223,270

科目	金額
負債の部	
流動負債	130,456
買掛金	115,626
リース債務	637
未払金	9,221
未払法人税等	980
賞与引当金	1,059
役員賞与引当金	67
その他	2,867
固定負債	9,316
リース債務	5,890
繰延税金負債	1,967
預り保証金	728
設備休止損失引当金	20
資産除去債務	617
その他	95
負債合計	139,772
純資産の部	
株主資本	76,498
資本金	4,923
資本剰余金	7,162
資本準備金	7,162
その他資本剰余金	1
利益剰余金	65,597
利益準備金	1,231
その他利益剰余金	64,366
固定資産圧縮積立金	41
特別償却準備金	5
別途積立金	60,200
繰越利益剰余金	4,120
自己株式	△1,185
評価・換算差額等	7,000
その他有価証券評価差額金	7,000
純資産合計	83,498
負債・純資産合計	223,270

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

計算書類

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		646,497
売上原価		613,265
売上総利益		33,232
販売費及び一般管理費		29,198
営業利益		4,035
営業外収益		
受取利息及び配当金	750	
その他	535	1,285
営業外費用		
支払利息	132	
その他	228	360
経常利益		4,960
特別利益		
投資有価証券売却益	188	188
税引前当期純利益		5,148
法人税、住民税及び事業税	1,615	
法人税等調整額	△24	1,590
当期純利益		3,557

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

伊藤忠食品株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 平田英之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川合直樹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、伊藤忠食品株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、伊藤忠食品株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

伊藤忠食品株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平田英之 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川合直樹 ㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、伊藤忠食品株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第102期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）については、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、確認と検証を行いました。
 - ③事業報告に記載されている親会社等との取引については、取締役会等における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。
 - (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月18日

伊藤忠食品株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	姫野彰	Ⓔ
	社外監査役 増岡研介	Ⓔ
	監査役 萩原武	Ⓔ
	監査役 太田有哉	Ⓔ

以上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区本町橋2番8号 大阪商工会議所 7階国際会議ホール

交通：堺筋線・中央線「堺筋本町」駅 ①⑫番出口から徒歩8分

谷町線・中央線「谷町四丁目」駅 ④番出口から徒歩8分



※駐車場の準備はいたしていませんので、ご了承の程、お願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。



環境に配慮した
植物油インキを
使用しています。